

建築基準法施行細則（昭和36年規則第27号）の一部を改正する規則（第1条関係）

現行	改正後（案）	備考
<p>(用語)</p> <p>第1条 この規則において、「法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）、「令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、「省令」とは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、「条例」とは建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）をいう。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書、届出書又は報告書は、建築物（建築設備を含む。）、工作物又は道路の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。</p> <p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第4項若しくは第5項若しくは第55条第3項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項若しくは第59条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する<u>図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2～12 略</p> <p>(認定申請書及び添付図書)</p> <p>第3条の2 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第1号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する承諾書及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次号に規定する認定以外の認定を受けようとする場合 別表第1の2の表の1の項に規定する図書</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第43条第2項の規定による認定を受けようとする場合 別表第1の2の表の1の2の項に規定する図書</p>	<p>(用語)</p> <p>第1条 この規則において、「法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）、「令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、「省令」とは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、「条例」とは建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）をいう。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書、届出書又は報告書は、建築物（建築設備を含む。）、工作物又は道路の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。</p> <p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第4項若しくは第5項若しくは第55条第3項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項若しくは第59条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の項に規定する図書</u></p> <p><u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第67条の6の規定により読み替えて適用する法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第5項（第4号に係る部分に限る。）、第55条第3項又は第58条第2項の規定による許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の2の項に規定する図書</u></p> <p>2～12 略</p> <p>(認定申請書及び添付図書)</p> <p>第3条の2 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第1号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する承諾書及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次号に規定する認定以外の認定を受けようとする場合 別表第1の2の表の1の項に規定する図書</p> <p>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第43条第2項の規定による認定を受けようとする場合 別表第1の2の表の1の2の項に規定する図書</p>	<p>規定整備（1号に移動）</p> <p>規定整備（本則から1号に移動）</p> <p>省エネ法の改正に合わせ新設</p>

- 3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 6 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 7 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 8 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

10～14 略

別表第1(第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係)

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
(3) 各階平面図	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
	縮尺及び方位	
	間取、各室の用途及び床面積	
	壁及び開口部の位置	
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置

- 3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 6 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 7 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 8 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 令第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

10～14 略

別表第1

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
(3) 各階平面図	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
	縮尺及び方位	
	間取、各室の用途及び床面積	
	壁及び開口部の位置	
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置

建築基準法改正に伴う新たな認定制度の創設

(4) 2面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
(5) 2面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

(<u>新設</u>)		
---------------	--	--

2 ～ 7	略	
-------------	---	--

8	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地の境界線 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
	(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
(5) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途	

2～6 略

別表第2(第6条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1～2 略		
3	法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 (1) 建築物 ((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの	建築物完了検査申請手数料

(4) 2面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
(5) 2面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

1 の 2	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の境界線 敷地の位置

2 ～ 7	略	
-------------	---	--

8	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地の境界線 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
	(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
(5) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途	

2～6 略

別表第2(第6条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1～2 略		
3	法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 (1) 建築物 ((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの	建築物完了検査申請手数料

省エネ法の改正に合わせ、
新設

規定整備
(項ずれ)

ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。） （ア）～（コ） 略		
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 (2) 略	1件につき左欄のアに定める額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を加えた額 (1)～(7) 略	
4～8 略		

ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。） （ア）～（コ） 略		
イ <u>建築物省エネ法</u> 第11条 第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 (2) 略	1件につき左欄のアに定める額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を加えた額 (1)～(7) 略	
4～8 略		

規定整備

別表第3（第6条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1～39 略		
<u>(新設)</u>		
<u>(新設)</u>		
40 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,540円

別表第4 略

別表第3（第6条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1～39 略		
40 <u>令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,540円
41 <u>令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	道路内における建築の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,540円
42 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,540円

別表第4 略

建築基準法改正に伴う新たな認定制度の創設

別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）			
<p>208の15 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) (2)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から208の23の項までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）の場合</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートル以内のもの</p> <p>ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 38,760円</p> <p>イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「住宅簡易評価低炭素建築物」という。） 20,400円</p> <p>ウ 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（208の21の項及び208の23の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の16の項において「住宅評価低炭素建築物」という。） 6,120円</p> <p>(2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの</p> <p>ア イ及びウに掲げるもの以外のもの</p>	<p>208の15 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) (2)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から208の23の項までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）の場合</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートル以内のもの</p> <p>ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 38,760円</p> <p>イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「住宅簡易評価低炭素建築物」という。） 20,400円</p> <p>ウ 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（208の21の項及び208の23の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の16の項において「住宅評価低炭素建築物」という。） 6,120円</p> <p>(2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの</p> <p>ア イ及びウに掲げるもの以外のもの</p>

<p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）の場合</p> <p>以下 略</p>		<p>の 42,840円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 21,420円 ウ 住宅評価低炭素建築物 6,120円</p> <p>1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 77,520円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 36,720円 ウ 住宅評価低炭素建築物 11,220円</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）の場合</p> <p>以下 略</p>	<p>の 42,840円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 21,420円 ウ 住宅評価低炭素建築物 6,120円</p> <p>1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 77,520円 イ 住宅簡易評価低炭素建築物 36,720円 ウ 住宅評価低炭素建築物 11,220円</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>法律題名の変更に伴う規定整備</p>
<p>208の16～208の23 略</p>			<p>208の16～208の23 略</p>		
<p>208の24 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>208の20の項に定める額</p>	<p>208の24 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>題名の変更に伴う規定整備</p>

しているかどうかの確認をすることができない場合における当該書面の交付に限る。)			しているかどうかの確認をすることができない場合における当該書面の交付に限る。)			
---	--	--	---	--	--	--